

愛知
はたら
働くもののいのちと
健康を守るセンター

ニュース

2001. 3

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3本館306号

電話・FAX 052-883-6966

e-mail ZAH00030@nifty.ne.jp

ホームページ URL <http://member.nifty.ne.jp/aichihatarakumono/>

「おかしいぞ!団体生命保険」 近藤裁判

勝訴!

遺族の請求権を認める 画期的な判決!

1740万円引き渡し命令

2001年2月5日、名古屋地方裁判所で、団体生命保険・近藤裁判の判決が行われ、被告・住友軽金属に対し、遺族へ1740万円を引き渡すよう命じました。

判決は、団体生命保険を従業員の福利厚生目的とするものと認定し、遺族に保険金を渡す。合意があったとして遺族の請求権を認めた画期的な内容です。

これは、企業側の「保険金を払ったから保険金は会社のもの」「団体生命保険は会社の損失補填が目的であり、従業員に関係はない。」という主張の根幹が否定されたこととなります。

「原告は亡き夫」と思ってたかった

午後1時10分、名古屋地方裁判所大法廷で勝利判決が告げられた後、喜びにわく300名の支援者の前で、原告・近藤弘子さんは「原告は亡くなった夫だと思って二人で裁判をたたかってきました。日本一の弁護団と研究者、支援者の皆さんの頑張りで今日の日を迎えることができました。本当に有り難うございました。」と挨拶。

弁護団・水野幹男弁護士は「近藤直太さんと会社の間に保険金引き渡しの合意があった、と裁判所に書かせることができたのは画期的。直太さんの生前の主張と活動を重く受け止められたこと、原告と支援者のたたかきの成果だ。」と述べました。

この裁判の理論的な柱となった団体生命保険研究者の第一人者、本間照光・青山学院大学教授（保健経済学）もかけつけ、「今後の団体生命保険裁判に大きく道を開く意義ある内容だ。」と高く評価しました。

レールは敷かれた

これから協同の力で勝負！

****保険金は全額遺族へ****

全く根拠のない提示額

一方、引き渡し額については、6,680万円の保険金のうち、遺族分は1,740万円であり、残り4,940万円は会社の受け取りになる不十分なもの。判決は、住友軽金属での規定で業務上の死亡など特別弔慰金上限3,015万円を超える額の相当分を遺族に支払う黙示の合意が、直太さんと会社の間にあったとしています。ここから更に保険料180万円を差し引いた二分の一を下回らない額として支払額が示されていますが、この額はなんら根拠はありません。業務外死亡なのになぜ3,015万円を引くのか、さらになぜ二分の一なのか、など不可解で初めに額ありきの感をぬぐえません。

原告側は「一円でも会社側が受け取るのはおかしい!」「全額遺族に!」と主張しており、今後の対応を検討しながら国民の世論と運動をさらに盛り上げてゆく決意を示しました。

判決後さっそく、住友軽金属9争議支援連絡会として「近藤団体生命保険裁判の保険金全額支払い」「住友軽金属9争議の早期解決」「住友軽金属労災多発の緊急対策」等を求め住友軽金属名古屋製造所、スミケイ運輸と住友生命、日本生命に対し「今回の判決は、住軽金、生命保険業界の社会的信頼を回復するチャンスだ!」と支援者とともに要請行動を行いました。

10万署名、判決日に目標を突破!

記者会見後の報告交流集会では、250名を超える支援者が集いました。支援する会事務局から「東京、大阪そして全国に署名のオルグをした結果、結審以後もぞくぞくと署名が寄せられ、10万筆目標の署名が本日達成した。」と力強く報告。この1年間だけで約5万筆の署名が集まる大健闘を示しました。

10年前から文化シャッター村松事件で団体生命保険裁判にかかわり、東京での署名に大奮闘した秋元氏（東京・板橋労連）は、「保険金は遺族へ、の流れが否定しがたいものになった。この判決でレールは敷かれた。これから共同の力で勝負しましょう。」と挨拶しました。

死亡保険金は会社のものでない 遺族の請求権認める!

住友軽金属に1,740万円引き渡し命令

「社員の死亡保険金で会社が大儲けをするのはおかしい」と、遺族が会社と保険会社を相手に訴えを起こした「近藤裁判」は、2月5日名古屋地裁で、会社側は6,680万円の保険金のうち、1,740万円を遺族に払うよう命ずる判決が出されました。

被告はアルミのトップメーカー住友軽金属工業と生命保険会社9社。

名古屋製作所に勤務していた近藤直太さん（当時49歳）が1996年、心筋梗塞で亡くなり、妻の弘子さんは会社が従業員に掛けた団体生命保険の保険請求権は遺族にあると訴えていました。

「保険金遺族へ」の流れさらに

原告側弁護団は「保険金は遺族へ、の流れが否定しがたいものとなった。10万筆の署名や運動で遺族の請求権を認めさせた画期的な判決だ。」と述べました。

原告・近藤弘子さんは、「名古屋の住友軽金属では、この1年間に3人の従業員が労災事故で亡くなった。保険金の横取りを許していたら会社は過労死、労災対策に消極的になる。保険金は、全額、遺族補償にあてるべき。」と語りました。

2月15日「東京要請行動」

大 成 功

・ ・ ・ 住軽金、生保協会、金融庁へ

2月15日、近藤裁判を支援する会は、原告、弁護団を先頭に住軽金9争議支援愛知連絡会議のほか日本国民救援会愛知県本部や愛知争議団の皆さんと共に、名古屋から21名の要請団を派遣、上京しました。

要請団は、住軽金本社・生命保険協会・指導官庁の金融庁と交渉（金融庁では八田議員秘書も同席）し、「保険金は全額遺族補償へ」「9争議の早期解決」「労災多発の緊急対策」「団体生命保険の厳正な指導、改善」などを求めました。

午前7時に名古屋駅集合。7時20分ひかり202号で東京へ。午前中に金融庁要請、午後から住軽金本社と生命保険協会前で宣伝行動も行い、それぞれ要請し、午後5時から、有楽町で、東京の仲間と交流会を開催。帰名は、夜9時30分でした。

要請行動の圧巻は、従業員の鈴木明男さんが書き写してくれた住友軽金属工業名古屋製造所が掲示した「社告」です。

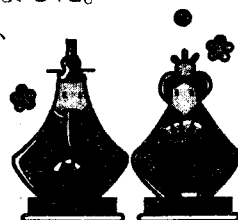
金融庁や生命保険協会に持参、**金融庁をして、「ふざけてる」と言わしめました。**

本人同意は「自動更新」との説明に対し、毎年退職も採用もある、同意は毎年取るべきだ。また、従業員代表の同意も、組合が三つに分かれてる場合や未組織従業員の同意など、職場実態に基づく質問と追求に、**金融庁を「立ち往生」状況に追い込む**など、今後の闘いに、また宣伝に活かす成果を得て帰ってきました。

特に、「住軽金の社告」の保険料と保険金、配当金、損失の一覧表については、会社の姿勢、モラルの退廃を如実に示すもので、「**労働者が死んでくれないから赤字**」と言っている表ではないか、との厳しい指摘には、勝負あったという感じがしました。

当日は、全国センター、東京労連、東京地評、板橋地区労連のほか、マルエツ団体生命保険原告・市村さんも要請行動に参加していただきました。ありがとうございました。また、昼休みに国会議員会館で、八田参議院議員、瀬古衆議院議員と懇談もしてまいりました。

（近藤裁判を支援する会・事務局長 原田 弘一）



住軽金、団体定期保険は赤字!と社告

2月5日、おかしいぞ! 団体生命保険近藤裁判の名古屋地裁判決では、遺族に保険金の一部を支払えとの判決が出されました。この判決に対する住友軽金属(株)名古屋製造所の説明が社告として2月8日付で提示されました。全く呆れ返った内容で、2月15日に行われた金融庁・住軽金本社・生命保険協会要請行動において、金融庁をして「ふざけてる」と言わしめた内容のものです。従業員が書き写した社告全文を紹介します。

これが、住軽金の社告!!

住軽金社告

団体定期保険裁判第一審に関するご説明

I はじめに

新聞、テレビによる報道でご承知のとおり、去る2月5日に、Aグループ団体定期保険の受け取りをめぐり、当社元従業員故近藤直太さんのご遺族から名古屋地方裁判所に提訴のあった訴訟の第一審がなされました。

本判決は、ご遺族に保険金の一部の支払いを認めるものであり、会社としては極めて残念な内容ですが、これまでの当社の主張と今後の対応について、従業員の皆さんにご理解いただくため、以下のご説明いたします。

II 裁判の概要と判決要旨

1. 平成8年8月29日、従業員の近藤直太さんがご病気で亡くなりました。

当時、会社は一人あたり、6680万円の団体定期生命保険(所謂 Aグループ保険)をかけておりました。

この保険をめぐり、平成8年11月15日、名古屋地方裁判所に近藤さんのご遺族から「保険金を受け取る権利は会社ではなく従業員の遺族にあるので、保険会社は遺族に保険金を支払え」との訴えがなされました。

<注> 会社は近藤さんの保険金については留保しており、保険会社より未だ受け取っておりません。

これに対して、会社はこの保険についての契約どおり、保険金受け取りの権利は会社にあると主張してまいりました。

2. この訴えに対し名古屋地方裁判所は、去る、2月5日保険金を受け取る権利は遺族ではなく会社にあるが、会社は受け取る保険金の一部約1700万円を遺族に支払えという判決を下しました。

III 近藤さん死亡時の保険契約内容と世間の動向

1. 当社の保険契約

当時の保険契約は次のとおりです。

保険契約者(保険料の負担) : 住友軽金属工業株式会社

被保険者(保険の対象になる人) : 平成7年12月当時在籍の全従業員

保険金受取人 : 住友軽金属工業株式会社

一人あたり保険金 : 6680万円

保険者(保険会社、名称は当時) : 住友、日本、太陽、協栄、第一、第百、明治
日本団体、日産の各生命保険会社

<注> 上記のように、この保険は従業員の皆さんに保険料の負担を強いるものではありません。

2. 保険契約の趣旨、理由

会社が、この保険契約をした趣旨、理由は次のとおりです。

- (1) 業務上のみならず厚生行事等における災害などでの従業員の死亡が多数に及んだ場合等を想定し、信用力ある複数の保険会社に分散して保険をかけることにより、退職金、特別弔慰金など労使協定で定められた遺族補償を確固ならしめるためとともに、後任者の採用、教育諸経費、連隔地で事故があった場合の救援費用を担保するため。
- (2) 金融機関としての保険会社との取引関係をより強固なものとし、当社の経営基盤の安定をはかるため。

3. 他社の動向

Aグループ保険は、旧大蔵省の認可を受けた正当な保険商品であります。

平成7年の調査では、従業員千人以上の大企業の約8割がこの保険に加入しており、決して当社が特別な保険を契約したわけではありません。

IV 当社の主な主張と裁判所の判断

裁判を通じ当社が主張してまいった主たる内容と、これに対する裁判所の判断は次のとおりです。

1. 「従業員の死亡により会社が不当な利益を受けている」との主張について

一般にサラリーマンが在職中に死亡する確率は千人あたり2～3人と言われております。

当社でも不幸にして毎年この確率に近い数値で現職の従業員がご病気などで亡くなっております。

このような事態にもとづき、会社はAグループ保険契約によって死亡保険金を受け取ってまいりましたが「会社が負担する保険料」から「受け取った死亡保険金」及び「配当金」を差し引いた保険収支は常にマイナスでありまして決して一部の報道にあるようにこの保険会社が肥え太ったという事実はありません。

因みに近藤さんが亡くなる以前の10年間の保険金収支は次のとおりです。

単位：千円

年 度	払込保険料 A	死亡者数	受取保険金 B	配 当 金 C	小 計 D = B + C	保険金収支 A - D
S 61	229196	3	95250	89293	184543	▲44653
62	247987	4	131010	74849	205858	▲42129
63	281551	5	179920	61508	241428	▲40123
H 1	331840	3	109300	161108	270400	▲61432
2	446352	2	70200	306513	376713	▲69639
3	505169	5	238500	204894	443394	▲61755
4	697120	5	261300	358153	619453	注 ▲77677
5	673294	7	428000	199243	622243	▲51051
6	704040	5	306000	337965	643995	▲60045
7	647486	7	385200	208927	594127	▲53361

注は、
77667が正
しい金額。
住軽金の
計算ミス。

〈注〉 ▲は会社持ち出しを示す

2. 「保険金を受け取る権利が当然死亡従業員の遺族にある」との主張について

この保険がわ国に導入された当時（昭和9年）の約款によれば保険金の受取人は従業員になっていたと、近藤さんが亡くなられた当時の約款にはこのような記述はありません。

また、1年ごとに更新されるものであり、当該年度の明文化された契約書には前述したように会社は保険料の負担者であり、かつ保険受取人であることが明記されています。

また、従業員の方が不幸にして亡くなられた場合に、会社が従業員のご遺族に支払う退職金等の内容はあくまで「労使協定」によって労使双方の合意のもとに決められるものです。

しかしながら、当社の労使協定において、Aグループ保険の保険金そのものを従業員のご遺族に支払うといった取り決めはなされていないのは、皆さんご承知のとおりです。

3. 協定に定められた遺族補償の世間水準から見た妥当性について

労使協定で定められた額の補償では不足だから、保険金を支払えという議論も世間の一部にはあります。

しかしながら、当社の労使協定により定められた退職金、特別弔慰金等の水準は他の同規模の企業と概ね同一水準であり、社会的に相当な金額であると言えることが出来るものと会社は考えています。

V 第一審に対する当社の対応

この判決は結果として当社の主張が認められず誠に残念であります。

また、何故、上記の黙知の合意があると推認されるのか、今般の判決文では理解しにくいものがあります。

三審制をとる司法の場において、当保険の仕組み、保険契約に関する事実関係等について更なるご理解をいただき、納得できる結論を導いて頂くべく、近日中に控訴する考えであります。

VI むすび

不幸にして一家の大黒柱を亡くされたご遺族と係争関係を続ける事は会社として決して本意ではありません。

また、6680万円という保険金に関しては、その設定にあたりご遺族にお支払いする退職金等のほかに会社としての責任の度合い、遠隔地で事故があった場合の救援諸経費など、予想される様々な事態を念頭に入れたものであるため一部の誤解をまねく額となってしまうかとは思われます。

しかしながら、会社としてはご遺族のお気持ちに思いを致しつつも、引き続き上記の主張を通じ司法により公正な判断が下され、ご遺族のご理解の下に、一日も早くこの裁判が円滑に終結することを望んでいます。

以上

揭示期間：2月8日～2月15日

(以上の文章は、住友軽金属工業株式会社名古屋工場社内掲示板に張り出されたものを、従業員が書き写しワープロしたものです。)

住軽金、地裁判決を「不服」と控訴!

団体定期保険・近藤裁判判決は、2月5日原告勝訴の判決でした。しかし、社告にあるように、住友軽金属工業は、2月14日、遺族が一部受け取ることを認めた判決を不服として、名古屋高等裁判所に控訴しました。

住軽金は、理不尽にも、「保険金は、全額当社が受け取るべきだ」と話しています。判決の額は、全体の約四分の一であったにも拘わらず、全額会社が受け取るとの主張には全く呆れかえります。遺族の気持ちを逆なです控訴の理由です。

水野弁護士、近藤裁判を分析!!

団体定期保険訴訟、初めての勝利判決

団体定期保険訴訟勝利判決を受けて、水野幹男弁護士は、この勝利判決を次のように分析しています。この判決は、他の団体定期保険裁判原告に希望と勇気を与えるもので、今後の裁判の動向が注目されます。

団体定期保険訴訟で勝利判決 ……住友軽金属近藤訴訟……

弁護士 水野 幹男

- 1 住友軽金属と生命保険会社9社を被告とする団体定期保険訴訟で、名古屋地方裁判所は、去る2月5日、保険金6,680万円のうち1,742万円を遺族に引き渡すよう命ずる判決を言い渡しました。本格的な団体定期保険訴訟では、初めての勝利判決です。
- 2 住友軽金属に勤務されていた近藤直太さんは、過労死事件の遺族を支援する運動のなかで団体定期保険の問題の重要性に気付き、労働組合や会社に対して契約目的について問いただすとともに、保険金全額を遺族に引き渡すよう主張してきました。ところが、近藤直太さんは、志なかばにして亡くなられたことから、遺族が闘いを引き継ぎ、住友軽金属と生命保険会社9社も被告として保険金請求権の確認訴訟を提訴したものです。
- 3 訴訟で原告は、従業員を被保険者とする団体定期保険契約において企業が保険金を取得することは公序良俗に違反するもので受取人の指定部分は無効であること、近藤直太さんは会社が保険金受取人となることに同意しておらず、保険金受取人は被保険者の妻であると主張しました。また、仮に会社が受取人であるとしても、団体定期保険は、本来遺族の生活保障が目的であるから、保険金の全部もしくは相当部分は遺族に引き渡すべきだと主張しました。
- 4 判決では、保険金受取人の指定部分のみを部分的に無効にはできない、会社が保険金受取人になることについては、労働組合の同意があるという理由で、保険金受取人は遺族であるとの主張は容れられませんでした。
しかしながら、判決は次のように認定して業務外死亡の場合でも、その相当部分を近藤直太さんの遺族に退職金とは別に弔慰金として支払う旨の黙示の合意が成立していたものと認めました。
 - ①そもそも団体定期保険が従業員の福利厚生制度として始められたものであること
 - ②大蔵省による行政指導、生命保険協会による申し合わせなども、団体定期保険を企業から従業員の遺族に直接支払われる弔慰金制度として位置づけていること
 - ③生命保険会社の広告の中にも、明らかに従業員が死亡した場合の遺族の生活保障としての弔慰金制度を予定した保険である旨の説明がなされている部分があること
 - ④住友軽金属と生命保険会社との間の契約においても、弔慰金制度との関連で申し込みをする旨の記載が少なからず認められること
 - ⑤近藤直太さんが、平成5年当初に会社が団体定期保険契約を締結していることを

知って以来、団体定期保険契約の主旨が遺族補償にあり、保険金は遺族に渡すよう要求するとともに、職場新聞を発行してみずからの主張を訴えるとともに、労働組合に対しても働き掛けるよう申し入れていたこと

- ⑥近藤直太さんの求めに応じて、会社が労働組合に対して行った説明においても、保険金は業務上災害の場合の特別弔慰金だけでなく、従業員の死亡の場合弔慰金の双方を含む遺族補償としての会社の支出にあてるとを予定しているとの説明をしていたこと

5 判決は、遺族に引き渡すべき相当額については、保険金額6,680万円のうち業務上災害の場合の特別弔慰金3,015万円を超える部分を原資として、相当な弔慰金を遺族に支給することを命じています。具体的には、保険金6,680万円から特別弔慰金3,015万円を控除した金額から保険料180万円を差し引いた金額の二分の一に相当する1,742万円を支払うよう命じました。

6 住友軽金属と近藤直太さんとの間における保険金の相当部分を引き渡す旨の黙示の合意を認めた点では、これまでにない画期的な判決です。しかし、この判決においても、保険金6,680万円のうち5,000万円近い保険金を会社が利得するという不当な結果を容認することになります。しかも業務外の死亡であるにもかかわらず特別弔慰金の金額を上回る金額を基礎に遺族へ引渡すべき金額を算出しているのも全く理由がないものと言うべきです。判決の認定した事実を基礎とすれば、住友軽金属が保険金を受けとること自体が、公序良俗違反と認定することも十分可能です。従業員の死亡により、会社が多額の利得を得ることを許しては、過労死をはじめ労災事故は無くならないと考えられます。

7 この判決は、近藤さんが生前から、労働組合への申し入れ、職場新聞による宣伝、役員選挙の公約などで団体定期保険を遺族の生活保障として運用するように粘り強く運動を続けてきたことが大きな力となっています。また支援する会を中心とする10万に迫る署名に示される大きな世論と運動がこの勝利判決を勝ち取る原動力となったということが出来ます。

(弁護士 水野幹男)

遺族一部を救う命令

会社が社員にかけた団体定期生保

名古屋地裁

マスコミも大きく報道!

団体定期生保訴訟

おかしいぞ! 団体定期保険・近藤裁判の勝利判決は、マスコミも極めて関心が高く、大きく報道しました。

中日新聞・毎日新聞・朝日新聞各社は、写真も掲載し、詳細な報道をしています。

団体定期保険とは・・・従業員が在職中に死亡したり重度の障害に陥った場合に、企業に対して保険金が支払われる一年更新の掛け捨て保険で、保険料を企業が支払うAグループと従業員が支払うBグループがある。企業が保険契約の詳細を明らかにしない場合もあって社会問題化。各地で訴訟が相次ぎ、事実上原告勝訴の流れが定着しつつある。故近藤直太さんも、住軽金に交渉し、9社の生保会社に総額6680万円の保険が掛けられていることが判明。

勝訴で妻「支援者に感謝」

「亡き夫の思い果たした」

住軽金、在職死亡123名の死亡保険金 50億円受取!

住友軽金属では、28年にわたり団体生命保険の契約をしています。その間病気や交通事故も含め、計123名の従業員が在職死し、死亡保険金が会社に支払われています。受取総額は50億円を超え、さらに支払った保険料も福利厚生費として税金が控除され、配当金も戻っています。

団体生命保険が本来の遺族の生活保障としてではなく、こうした、会社の利益、節税の道具、保険会社との取引材料へと変質することを許してはいけません。

車イス生活の社員の保険金まで横取り

※金額単位(万円)

年 度	死亡者	一人当保険金	受取保険金
1973年	1	175	175
1974年	6	517	3,102
1975年	2	1,154	2,308
1976年	6	2,680	16,080
1977年	4	2,960	11,840
1978年	3	3,066	9,198
1979年	2	3,225	6,450
1980年	5	3,290	16,450
1981年	4	3,350	13,400
1982年	5	3,080	15,400
1983年	1	3,080	3,080
1984年	4	3,180	12,720
1985年	5	3,335	16,675
1986年	5	3,225	16,125
1987年	3	3,570	10,710
1988年	7	3,610	25,270
1989年	3	4,360	13,080
1990年	3	5,260	15,780
1991年	3	6,120	18,360
1992年	5	6,120	30,600
1993年	8	6,120	48,960
1994年	7	6,680	46,760
1995年	3	6,680	20,040
1996年	11	6,680	73,480
1997年	5	3,200	16,000
1998年	7	3,200	22,400
1999年	1	3,200	3,200
2000年	4	3,200	12,000
合 計	123		500,443

子会社のスミケイ運輸は、重度1級障害者になった社員への団体生命保険保険金(死亡と同額)までも横取りしています。24時間要介護の負担と生計の不安を抱えながら、この家族も裁判に加わりました。

これに対し、「車イス生活の社員の保険金まで取るとは、そこまでやるか?」と怒りの声が上がっています。

近藤裁判を先頭に、住軽金と子会社で6家族が、総額2億6千万円の保険金をめぐり裁判に立ち上がり奮闘しています。

さらに驚くべきことは、左記の表の他に、7名が亡くなっていることが新たに判明しました。2月21日に、名古屋地方裁判所で、会社側弁護士が明らかにしたものです。

これは、本人同意のない強制出向裁判のなかで、会社側弁護士が、夜勤・交代制職場ではない技術研究所でも、7名が亡くなっていると明言しました。



団体生命保険・近藤裁判

で支援有り難うございました

控訴し、全面解決をめざします

「住軽金 9 争議支援・愛知連絡会議」

2月5日、名古屋地方裁判所大法廷において、団体生命保険、近藤裁判の判決が下されました。皆さんの大きなご支援もあり、勝利し一歩前進することができ、大変有難うございました。さらに完全勝利をめざし控訴して闘いますので、今後ともよろしくお願い致します。

裁判を始めてから、4年1ヶ月、30数回の公判を重ねてきました。「10万署名」も、前日までに99,000名を超えました。住友本社、金融監督庁、生命保険協会等の東京行動4回、労働災害をなくする取組として労働基準局、南労働基準監督署、住友軽金属、及び中部検察庁へ度々要請を行ってきました。昨年秋には住軽金の9つの闘いを結合する「住軽金 9 争議支援・愛知連絡会議」を結成し闘いの輪を広げてきました。判決日には東京始め県内各地から280名を超す人々が駆けつけ、マスコミが大きく取り巻く中で判決となりました。

この裁判では、団体生命保険も認可した本来の主旨「保険金の受け取り人は遺族」「労働者の命に保険を掛け、会社が儲けることは絶対に許せない」という原則に立ち返った判決を求めました。

判決では「保険金の相当部分を遺族に支払うよう暗黙の合意が成立していた」として、遺族への支払いを認定。また、「団体生命保険の性格として、労働者の福利厚生のための制度」として限定したことは、今までにない前進でした。しかし、遺族への支払い額について、保険金額の6,680万円から特別弔慰金額（労働災害で死亡した場合の会社の上乗せ保険金）を何故カットしたのかまったく不明であること、保険掛け金を差し引くのは分かるが、さらに残額を割り勘として、遺族に残りの半分とするのか、説明もなくまったく理解できない、不公正な部分を残す判決となっています。

この裁判は前進部分もありますが、「保険金の受取人は遺族」という団体生命保険を認可した本来の主旨からは、まだまだ距離のあるものとなっています。

労働者の命に保険を掛け、受取人を会社とし、会社が儲かる制度は、今日起きている「保険金殺人」を助長し、職場の労働安全衛生を消極的にする、人の命をお金もうけの手段とするなど、社会生活の民主的ルールを破壊するものです。

今後、私達は控訴して闘うと同時に、会社に対し話し合いによる早期全面解決を強く要請していきます。今後とも大きなご支援をお願いします。

ニュースの原稿を、下記までお寄せ下さい。

原稿は、フロッピーが最良ですが、手書きでも結構です。

フロッピーの郵送、またはFAXでの送信をお願いいたします。

メールご利用の方は、<ZAH00030@nifty.ne.jp> へお願いします。。

住所 〒464-0005 千種区千代が丘1-110-102

FAX (052) 774-5474

鈴木 利往 宛

全国初、鈴木龍雄さんのぜん息過労死裁判、結審

2月7日、名古屋高裁「労災認定」控訴審は、傍聴席は支援者で一杯のなか、最終弁論をおこない結審しました。判決は、3月28日（水）13:10と決定しました。

結審から判決までの期間が短いということは、いいことでは？と考えられます。

中身の無い裁判の引き延ばしのため、約2年闘ってきた裁判は、本当に税金のムダ使いということです。再び勝利して謝罪させたいと思います。引き続き皆様のご支援をお願いいたします。

1998年11月、住友電設（株）社員鈴木龍雄さんが過重な業務のため死亡。翌年4月、遺族が労災認定申請して11年が経過しました。1999年12月労働保険審査会は再審査請求を棄却しました。しかし、愛媛県でぜん息過労死を勝ち取る画期的な裁決が出されました。このことは、鈴木裁判にも大きな影響があると確信します。

ぜん息を労災認定 厚生労働省逆転裁決「過重業務で発作」

2001年1月下旬、愛媛県内の会社員男性（当時30）がぜん息で死亡したのは過労が原因で労働災害だとして、男性の妻（37）が労災を認めなかった松山労働基準監督署の決定取消を求めた再審査請求で、最終審に当たる厚生労働省労働保険審査会が2月1日までに、「発作は過重業務による負荷が原因で、連休中も自宅で仕事をするなど潜在的な緊張状態にあり、体調が十分快復したとはいえない」と労災認定する逆転裁決をしていたことが分かりました。代理人の弁護士は「ぜん息発作による突然死と過労との因果関係を認めた裁決は画期的」としています。

裁決によると、男性は松山市内のソフトウェア開発会社に勤務。1994年3月から札幌市に計30日間滞在。休日は二日間のみで、1ヶ月に計375時間（前月比108時間増）仕事を続けた。同年4月、札幌市に転勤し連休をとったが、5月2日朝、発作を起こし死亡した。過重な業務とぜん息の発作との因果関係を認め、ぜん息死を労働災害と認定し逆転裁決したものです。

鈴木龍雄さんのぜん息過労死裁判 勝利判決をめざす報告決起集会開催

2月27日夜、鈴木龍雄さん過労死認定勝利判決を目指す決起集会が、一宮市勤労福祉会館で開かれました。原告鈴木美穂さんも支援を訴え、力強く挨拶されました。長谷川一裕弁護士の報告の後、国民救援会、年金者組合、民商、愛高教から運動を支援する発言がありました。愛知健康センターからは、二名の出席で、センターを代表して宮崎事務局次長が、支援署名の重要なポイントを訴えました。参加者は、一宮労連傘下の組合員をはじめ、支援する会個人会員を含め、約40名に上り、全国初のぜん息過労死労災認定裁判の関心度の高さを示していると言えます。是非裁判へのご支援とご理解をお願いいたします。

本日は、お仕事の後、大変お疲れのところ、この集会にご参加下さいましてありがとうございます。

平成元年以来、本当に多くの方に支えられ闘ってくることが出来たことをありがたく思います。42歳で、人生半分残して死んだ夫のことを想えば、「悔しい」、ただそれだけで始まった闘いでした。

力強い弁護団を結成していただき、闘ってくることが出来たことは本当にラッキーだったと思います。

企業とも和解できたこと、不満足の部分もありますが、「これでよしとしない」と言い聞かせてきました。本来の目的は、夫の死を、仕事の原因と認めさせることでした。

たまたま団体生命保険が問題となり、運動として頑張ってきましたが、それはそれなりに、文化シャッター事件が引いてくれたレールを、少しでも長く、前にと前進させたし、他の方々の支援にもお手伝い出来たと自負しています。

一審勝利以来、再び高裁勝利にむけ頑張ってきたのですが、あまりにもお粗末な裁判で、多くの場所で、「税金のムダ遣い！」と放言してきました。もう一度勝利すればと以前は思っていたのですが、最近、高裁で勝利しても、再度上告される事件を見て、少し心配な部分もあります。上告しておきながら、証言台に立つことが出来なかったことなどを思えば、素人の私にも、これは再び勝利を手に来るのではないかと思える部分もあります。

裁判が一つになった分、軽くなりましたので、近藤裁判を含む住友軽金属裁判の支援や、地方で闘う一人原告の裁判とか、私が多くの方々にお世話になった、ほんの少しの部分をお返ししていこうと思っています。

高裁判決まであと一ヶ月、お世話になるばかりで心苦しいですが、もうしばらくご支援下さいますようお願いいたします。

東海銀行・松井過労死裁判 支援する会結成総会開催される!

2月9日(金)午後6時30分から東海銀行・松井過労死裁判を支援する会結成総会が、労働会館会議室で開かれました。会場は、100名近い支援者で満員となり、「仕事で死んでも労働災害と認めない」現状を断固許すことはできないという熱気で包まれました。

総会結成に至る経過報告を山田・銀産労元愛知県支部長が行い、弁護団を代表して渥美玲子弁護士より、松井過労死事件について、労災申請手続きの問題点、地裁判決の問題点、高裁判決の問題点が報告されました。

支援する会の目的は、

- ・ 東海銀行に松井靖夫さんの過労死を「業務上(労働災害)」として認めさせる。
- ・ 東海銀行に、遺族に謝罪・補償させる。

とすることが確認されました。

続いて役員選出が行われ、代表委員として

阿部 静六（愛知県労働組合総連合議長）
稲生 昌三（国民救援会愛知県本部副会長）
金子 春雄（銀行産業労働組合愛知県支部長）
長沢 利政（栄総行動実行委員会事務局）
堀 勝（全労連名古屋中地域労働組合センター議長）
水野 幹男（松井裁判弁護団団長）
宮崎 脩一（愛知働くものの健康センター事務局次長）
渡辺 三千夫（愛知争議団事務局長）

事務局長

山田 喜久男（銀行産業労働組合元愛知県支部長）

以上9名が選出されました。会場からの発言にうつり、団体定期保険近藤裁判原告近藤弘子さん、過労死家族の会鈴木美穂さん、愛知健康センター原田氏、大池氏をはじめ10名の方から、松井過労死裁判の支援を訴える発言がありました。

遺族からの訴えでは、原告の松井さんも全面解決にむけて闘う決意を語り、裁判勝利の支援を訴えました。また、息子さんも会場に駆けつけ、亡き父を思う気持ち、不正と闘う母の体調を気遣う気持ちを実直に語り、会場の涙を誘いました。

今後とも、皆さんのご支援をお願いいたします。

松井過労死裁判支援する会 問い合わせ先

銀行産業労働組合東海地方本部 熱田区沢下町9番3号 労働会館4F

TEL:052-883-6965 FAX:052-883-6964

個人会員（年会費1000円）、団体会員（年会費3000円）募集中!!

松井過労死裁判、判決の問題点

2001年2月9日

弁護士 渥 美 玲 子

第1 事実経過

1987年（昭和62年）	10月14日	業務中に死亡
1988年（昭和63年）	11月22日	労災申請
1989年（平成元年）	6月8日	不支給決定
1989年（平成元年）	7月3日	審査請求
1990年（平成2年）	6月29日	審査請求棄却
1990年（平成2年）	8月8日	再審査請求
1993年（平成5年）	2月25日	労働保険審査会で審査
	平成5年6月17日	取消請求の提訴
1994年（平成6年）	7月12日	再審査請求棄却
	平成9年10月6日	簡裁損害賠償の調停申立
	平成10年6月22日	地裁敗訴判決言渡
	平成10年8月20日	調停不調
	平成10年9月1日	損害賠償請求の捷訴（地裁係属中）
	平成12年9月28日	高裁敗訴判決言い渡し
	平成12年10月11日	最高裁上告（最高裁係属中）

第2 過労死をなくす運動と本件

1988年（昭和63年） 8月27日 名古屋過労死弁護団結成…全国初

1988年（昭和63年） 9月24日 過労死110番開設

1989年（平成元年） 3月5日 過労死を考える家族の会結成（事務局・松井さん）

この事件は、まさに過労死をなくす運動と歩調を合わせて進行している。

第3 労災申請手続きの問題

■審理記録の非公開

記録資料が公開されたのは、再審査請求後の1993年（平成5年）1月29日

申請人の反論の機会がまったく与えられない。

■不十分な調査

東海銀行からは1989年（平成元年）3月に電話対応中の事故であるとしてすでに報告されているにもかかわらず、1993年（平成5年）2月の段階でも、電話の相手方からの事情聴取は行われていなかった。電話の相手から事情を聞いたのは、なんと1993年（平成5年）6月15日であった。

労基署は、銀行の報告書を鵜呑みにして「たいしたことのない電話内容である」と判定しているが、企業の労務管理をまったく問題視していない姿勢は企業よりと評価されてもやむを得ない。

■遅延する手続き

1988年（昭和63年）11月に申請をしてから1994年（平成6年）7月の最終結論まで6年かかった。

迅速な行政の点からみて非常に問題

第4 判決の問題点

(1) 地裁の問題点

■業務過重性の判断

習熟論＝「約4年間継続して従事しており習熟していたので、業務それ自体は肉体的精神的負担を生じさせることはない。」

追加担保手続きの特殊性の無理解・・・高度な判断業務

支援のない業務であることの無理解・・・係の中で松井一人の業務

■健康状態の判断

重篤論＝「急性心筋梗塞を原因とする陳旧性心筋梗塞のため職場、自宅を問わず不整脈や狭心症発作が発現し、その都度薬を服薬して発作を止めるような状態であり、良好に管理され比較的安定した状態であっても、不整脈発作などによる突然死が日常生活あるいは業務中に偶然起こるリスクは健常人より高いと認識されている。Ront等の突然死に至る危険性が極めて高い不整脈が確認されており、危険度分類表によれば、いずれも最高度5度に分類され、些細な電氣的重樹によって致死性の不整脈が生じるおそれが極めて高い状態にあった。従って、松井の心臓の容態は1987年（昭和62年）10月当時、重篤な状態にあった。」

医師の意見書への安易な依拠・・・この判断の基礎になった服部医師は主治医でもなく、また心電図をきちんと解釈していない医師である。この医師は心疾患に関するラウンの基準では最高の5であるとした。判決はこの医師の意見書を全面的に採用し、当時須田医師が心臓疾患の程度はNYHA心機能分類クラス1度に近い2度であるという証言を排斥した。

(2) 地裁の問題点

■業務過重性の判断

ベテラン行員論＝「上司を出せと言うような事態は時には生じることであって松井のような渉外的業務の経験もあるベテラン行員にとって予測しうる事態であったと評価することもできる」

・・・この判断は地裁と同じ

■健康状態の判断

「松井の心臓疾患の程度はNYHA心機能分類の2度程度までは認められるが、それ以上に重篤であったか否か、これを一義的に確定することはできない。」

・・・地裁判決は「松井は重篤であったから何時死亡してもおかしくない」というものであったが、これを覆した。

■因果関係判断の基礎

「松井には負担が大きいとは認められないストレス源に誘発されて不整脈発作などによる突然死が起こるリスクが健康人よりも高いと認められるのであるから、松井の突然死のリスクが業務過重性を基礎付ける程度にも至っていないT氏との電話をきっかけに現実化した結果であるという可能性も排斥できない。とすれば、松井の業務と本件疾病発症との間に条件関係は認定しうるにしても、過重な業務に内在する基礎疾患増悪の危険性が突然死のリスクをさしおいて現実化したため本件疾病発症に至ったとまで認定できない。」

・・・心疾患のある松井さんにとってT氏との電話のストレス及び死亡の原因になったことは認めさせた。

■通常人基準論＝「業務の過重性は、被災労働者のみならず同種、同僚労働者も含めて相対的、客観的に判断されねばならぬところ、本件における松井の本件疾病発症時の業務が同人の健康状態に照らし客観的には過重なものとは認められないことは前記のとおりである。被災者の健康状態に照らし客観的には過重とは言えない程度の業務によるストレスが、なんらかの事情により被災者にとっては主観的に急激で強い心理的ストレスとなったため疾病を発症させる事態にいたったとしても、そのような発症をもって過重な業務に内在する疾患発症の危険性が現実化した結果であるとは認めることはできない。従って松井の業務と死亡との相当因果関係は認めることはできない。」

・・・直前の電話が松井さんにとって死亡するほどのストレスであったとしても健康な人にとっては大きなストレスではない、と言っている。

第5 闘いの目標と展望

(1) 対最高裁

■業務の過重性の判断において、通常人の基準＝客観的相対的判断を止めさせ、当該被害者を基準とすべきである。

・・・という要求を突きつけ、今後の過労死の判断基準を帰る闘い。

■労基署の主張・・・「ある労働者が基礎疾病を有となる場合に、その基礎疾病を有する状態では当該労働に耐えないという状態になった場合には、労働者個人としては自己の身体の安全のために当該労務を辞すべきである。」

・・・要するに基礎疾病を有する労働者は退職せよと迫っている。「にもかかわらず、その労働者が過重なる業務を継続した結果基礎疾患の危険性が発現した場合には、労災制度の補償の対象の範囲内とするべきではない」と主張する。

■労働者の働く権利と安全配慮義務

国は身体障害者の雇用促進に関する法律をさだめ、雇用した事業主には調整金という援助措置を講じている。従って身体障害を有する者にも労働する権利が保障されているのである。

そして身体的な障害を雇用する場合に、その基礎疾病を有する状態では当該労働者が耐えないという状態に陥ったときには、使用者はまず第1次的な義務として当該労働者の健康がそれ以上損なわれないよう業務負担を軽減する措置をとる義務がある。

最高裁の通常人を基準とした考え方は、身体に障害のある労働者の働く権利を無視し、侵害するものである。

■労災補償制度

現実には多くの労働者がそれなりに持病なり基礎疾病を有しているのであり、このような労働者を視野に入れた上で労災補償制度を考えるべきである。

中高年者の雇用や身体障害者の雇用の促進をうたいながら、健康な労働者を基準に労災補償制度を運用することになれば、基礎疾病を有しながらも労働に従事している多くの労働者を労災補償制度の埒外に放逐することに他ならない。このような弱者切り捨ての論理を許してはならない。

(2) 対東海銀行

高裁判決は、少なくとも松井自身にとって直前の電話はストレスの原因になったという条件関係があることは認めているのである。

従って使用者である銀行は松井の健康状態に併せた業務を命じるべきであり、そういう意味で安全配慮義務に違反しているというべきである。そもそも追加担保業務は高度な対外折衝を要する業務であって、精神的ストレスを生じ易い業務であることは分かっていたはずである。

さらに残業が禁止されていたにもかかわらずこれをさせ、救命措置の遅延の原因になったことも重要である。(以 上)

過労死判例研究会

国側敗訴の、二つの判決事例を研究協議

2001年1月30日、水野法律事務所にて過労死研究会が開かれました。今回は、2000年7月、二つの最高裁判決で国側敗訴の判決がおこなわれた事例を研究しました。この二つの国側敗訴判決が、国に、結果的には脳血管疾患及び虚血性心疾患の認定基準の見直しの検討の着手させた、画期的な判決と言われています。報告担当は、岩井羊一弁護士です。

第1 西宮労基署長（大阪淡路交通）事件 （被災者側勝訴）

最高裁第1小法廷 平成12年7月17日判決（労判786号14頁）（上告棄却）

第2 審大阪高裁 平成9年12月25日判決（労判743号72頁）（控訴棄却）

第1 審大阪地裁 平成8年9月27日判決（労判743号75頁）（処分取消）被災者勝訴

■事案

バス運転手（当時51）が、昭和63年2月20日午前5時に出勤、午前7時頃出庫してバス運転中に左手のしびれなどの症状を発症し、高血圧性脳出血と診断されて左半身麻痺の後遺症を残した事案。

■事情など

- (1)勤務の内容 大型観光バスの運転手 西宮営業所勤務
- (2)勤務状況 1月31日から2月4日までスキーバス運行
2月14日から2月16日まで草津行き
2月17日～18日まで和倉行き
- (3)健康状態 高血圧 境界域程度
血圧のコントロールはされていた(争いはあった。)

■業務起因性の判断

(1)第1審の判断

- ① 「業務上」の疾病といえるためには、当該疾病が被災者の従事していた業務に内在し、随伴する危険性が発現したものと認められる必要がある。したがって、被災労働者の疾病が業務上といえるためには、当該疾病が被災者の従事していた業務と当該疾病との間に条件関係があることを前提に、労災保険制度の趣旨に照らして、両者の間にそのような補償を行うことを相当とする関係、いわゆる相当因果関係があることが必要とされる。(相当因果関係論)
- ② 当該業務が被災労働者の基礎疾病等の他の要因と比較して相対的に有力な原因として作用し、その結果当該疾病を発症したことが必要であると解すべきである。これを基礎疾病との関係で言えば、過重な業務の遂行が、右基礎疾病を自然的経過を越えて増悪させた結果、より重篤な疾病を発症させたと認められる関係が必要。
- ③ 当該業務の過重性の判断にあたっては、何らの基礎疾病を有しない健康人ではなく、当該労働者が従事していた通常の業務に耐え得る程度の基礎疾病を有する者を基準とすべきである。つまり、被災者にとって過重であったか否かを判断すべき断定している。
- ④ 発症前一週間以内の業務の軽重にかかわらず、発症前一週間以前の業務も含めて総合的に判断すべき。

(あてはめ)

本件疾病は、基礎疾病である高血圧症がその一因となっていることは否定できないとしても、むしろ被災者の担当業務が過重な負荷となり、右業務により急激な血圧の上昇の反復により、基礎疾病が自然的経過を越えて増悪させて発症を早められ、発症に至ったものというべきである。

(2)第2審の判断

- ① 上記①、②はそのまま引用
- ③ 上記③を次のように改めた。
当該業務の過重性の判断にあたっては、何らの基礎疾病を有しない健康人ではなく、被災労働者が基礎疾病を有しながらも従事していた日常の業務につき、その通常の勤務に耐えうる程度の基礎疾病を有するものも含む平均的労働者を基準とすべきである。
・・・一步後退ではないか？
- ④ 上記④を次のように改めた

発症前一週間以内かどうかを問わず、それ以前の業務も含めて総合的に判断すべき。

(あてはめ)

そうすると、本件発症は、従前からの基礎疾病である高血圧症がその一因であることが明らかであるとはいえ、自動車の運転手や寒冷暴露などの業務による血圧の上昇の反復が、右基礎疾病により生ずる欠陥の脆弱性、脳内小動脈瘤の形成をその自然的増悪の経過を越えて進行させたものと認められるうえ、本件発症時、自動車運転業務によりたまたま生じた一過性の血圧上昇を原因(引き金)として、それまでに形成されていた脳内小動脈瘤が破裂して発症に至ったものと認められる。

(3)最高裁の判断

被災者の高血圧脳出血の発症と被災者の業務との間に相当因果関係を認めることができるとした原審の判断は、是認するに足りる。

・・・③、④を含めて原審の考え方を支持したものといえる。

第2 横浜南労基署長（東京海上横浜支店）事件（被災者側再逆転勝訴確定）

最高裁第一小法廷平成12年7月17日判決（労判785号6頁）

原判決破棄 自判で控訴棄却（被災者側再逆転勝訴 確定）

第2審 東京高裁判決平成7年5月30日判決（労判683号73頁）

原判決取消 請求棄却（被災者側逆転敗訴）

第1審 横浜地裁判決平成5年3月23日判決（労判628号44頁）

処分取消（被災者側勝訴）

■事案の概要

自動車運転者の派遣会社に雇われ、支店長付の運転手として自動車運転業務に従事していた労働者が、昭和59年5月11日早朝、支店長を出迎えに行く途中、激しい頭痛に見舞われ、救急車で病院に運ばれた。診察の結果、くも膜下出血と診断されて休業し、労災保険の休業補償を請求した事案。（裁判中に被災者は死亡している）

■事情など（主に第1審の判断より）

- (1)業務の内容 ・東京海上の子会社から派遣され、東京海上横浜支店の支店長付運転手。支店長の出退勤、支社などの巡回、料亭やゴルフの接待などの送迎、随時支店の幹部、顧客の送迎にあたる。
- ・出勤は早朝、昼食も弁当、夕食も外食（接待時間にとる）
 - ・時間は不規則、時間に追われる。
 - ・予定はきまっていない。
 - ・かわった支店長はせっかちで口うるさい。
 - ・近くへも車で行く。遠方の自宅までの送迎を命ずる。

- (2)職場環境 ・休憩所が劣悪

- (3)勤務時間と運行距離 ・走行距離が長く深夜に及ぶ

(4)発症直前の勤務状況

- ・4月13日 6：40 車庫出発 自宅に迎えに行き、箱根宿泊。眠れない
- ・4月14日 7：00 出発
- 21：10 車庫に戻る
- 21：30 帰宅

この間、深夜0時過ぎが二日。走行距離1日260キロ過ぎた日が二日。

- ・5月10日 5：00 起床
- 5：50 車庫出発
- 19：30 車庫に戻る
- 19：50 オイル漏れ発見
- 23：00 修理終える
- ・5月11日 1：00 就寝
- 4：30 起床（睡眠時間3時間30分）
- 5：00 車庫到着

発 症

- (5)心身の状況 ・血圧少々高め
- ・強膜炎…目に痛み 夜間走行、疲労したときに症状がひどい。

■原告の発症と業務の関係

(1)第1審の判断 (被災者側勝訴)

- ① 新認定基準（平成7年2月の基準）の要件を満たさない場合には、医学上個別具体的に立証しなければならないとすると、本件の場合、元々現代医学において解明されない部分の多い分野のことであるから、不可能な立証を強いることになる。
- ② しかし（中略）現代の医学から見てその因果関係が存在する可能性があり、他の事情を総合検討し、業務が疾病の原因となって認められる蓋然性が証明されたときは、因果関係があると言うべきである。
- ③ 基礎疾病が原因となっている場合であっても、当該業務の遂行が当該労働者にとって精神的、肉体的に過重な負担となり、基礎疾病をその自然的経過を越えて増悪させて発症させるなど、それが基礎疾病と共働原因となって生じたものと認められるときは、業務上の疾病と言うべき。

（あてはめ） 当該労働者のくも膜下出血は、先天的血管病変である脳動脈瘤が一因となって生じたものであるが、過重な業務が精神的肉体的負担となり、基礎疾病をその自然的経過を超えて著しく増悪させて発症にいたらしめたと言うべきであるから、右疾病は業務上であると言うべきである。

(2)第2審の判断 (被災者側逆転敗訴)

当該疾病が労働者の業務に起因して発症したもの（業務起因性）と認めるためには、右業務の遂行が必ずしも当該疾病の唯一の原因ないし競合する原因の中で相対的に有力な原因であるとまでという必要はなく、当該労働者の素因や基礎疾患が原因となって発症した場合においては、業務の遂行労働者にとって精神的又は肉体的に過重な負担となり、基礎疾患をその自然的経過を越えて急激に増悪させて発症させるなど基礎疾患と共働原因となって当該疾病を発症させたものと認められるときには、右疾病を「業務に起因することの明らかな疾病」とであると認めるのが妥当である。

（あてはめ） 当該労働者の労働日数が必ずしも多いとは言えず、労働密度も特段に高いとはいえないこと、また業務の内容も格別な精神的緊張を伴うものであったとは認めがたいこと、発症直前の業務も格別過重なものといえず急激な血圧上昇を招いたとはいえないことなどから「脳動脈瘤の発生増悪に自動車運転業務による血圧上昇が共働原因となったとは認め難いうえ、自動車運転業務の遂行が精神的肉体的に過重負荷となって高血圧症を急激に増悪させて本件疾病を発症させるなど高血圧症と自動車運転業務とが共働原因となって本件疾病が発症したとも認め難いといわざるをえない。」

(3)最高裁判所の判断 (被災者側再逆転勝訴 確定)

具体的基準は示さないが、

- ① 運転業務が精神的緊張を伴うものであったこと、拘束時間が長いことから労働密度は決して低くない。
- ② 前日から当日にかけての業務は上告人の従前の業務と比較して決して軽くない。
- ③ 血圧は治療の必要のないもの、健康に悪影響を及ぼす嗜好はないことなどから「上告人が右発症前に従事した業務による過重な精神的、身体的負担が上告人の右基礎疾患をその自然の経過を越えて増悪させ、右発症に至ったものとみるのが相当であって、相当因果関係の存在を肯定することができる。」と判示。

第3 労災認定基準（平成7年2月1日）

1. 発症前一週間以前の業務の評価

「一週間以内の業務が日常業務を超える場合には、発症前一週間以前の業務を含めて総合的に判断する。」

2. 当該業務の過重性の判断

「当該労働者と同程度の年齢、経験等を有し、日常業務を支障なく遂行できる健康状態にある者」

上記二つの最高裁判決はこれらの労災認定基準の見直しを迫ったものといえる。

（以 上）

裁判などの日程

愛知健康センターが支援している、過労死認定訴訟などの法廷日程は、以下のとおりです。勝利に向けて、是非、傍聴をお願いいたします。

月 日	事 件 名 ・ 内 容	法 廷 な の 時 間
3月6日(水)	住友軽金(団体生命保険) 川本・松本・荒木裁判 判 決	地裁1101号(PM1:10)
3月12日(月)	港健康センター事務局会議	全港湾会館(PM6:30)
3月13日(火)	スミケイ運輸(労災認定・損害賠償)林裁判	地裁1101号(AM10:20)
3月28日(水)	住友電設(過労死)鈴木裁判 判 決	高裁1001号(PM1:10)
4月11日(水)	愛知製鋼(労災認定・損害賠償)林井裁判	地裁1101号(PM2:00)
4月12日(木)	過労死判例研究会	水野法律事務所 (PM6:00)

書籍紹介

「労働と生活」 激動する愛知の統計 2001年版

頒価：1,500円 発行：愛知労働問題研究所 TEL(052)883-6976(FAXも同じ)

第一編・経済編 愛知県経済の推移、農業の衰退、愛知の導線企業と経営戦略、中小企業の実態など

第二編・労働編 愛知の雇用・失業、労働時間、賃金などの統計満載

第三編・生活編 社会保障の立ち遅れ、勤労者の収入減による生活の質の低下、県民の心身の健康度の実態

第四編・運動編 資本の、労働者への全人格的攻撃とたたかう労働運動・争議、住民運動・万博署名などデータ満載

機関会議などの日程（第11期愛知健康センター総会までの日程です）

4月5日(木) 第4回理事会 18:30 労働会館2F小会議室

5月10日(木) 第5回拡大事務局会議 18:30 労働会館3F愛知センター事務所

6月2～3日 全国センター東日本セミナー 茨城県水戸市

6月16～17日 全国センター西日本セミナー 四国徳島市

6月7日(木) 第5回理事会 18:30 労働会館2F小会議室

7月5日(木) 第6回拡大事務局会議 18:30 労働会館3F愛知センター事務所

8月2日(木) 第6回理事会 18:30 労働会館2F小会議室

8月25日(土) 第11期愛知健康センター総会 13:30 労働会館2F会議室